

日 薬 業 発 第 319 号
平成 28 年 12 月 19 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 乾 英夫

セルフメディケーション税制施行に向けた普及啓発等のお願い

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、セルフメディケーション税制につきましては「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について（平成 28 年 6 月 20 日付け日薬業発第 132 号）」他でお知らせしたところですが、日本一般用医薬品連合会から本税制に関して更なる普及啓発等の依頼がまいりました。

同連合会では来年 1 月の本税制施行に向け、対象製品への識別マーク（参考）を整備し、対象製品製造販売業者においては製品への印字等を進めているところですが、本税制の更なる普及啓発に向け、薬局等でのポスター掲示や店頭 POP 等の積極的な活用などについて協力要請がされております。

また、識別マークの表示品と非表示品の混在が想定されており、非表示品であっても本税制の対象となること等の理由から、識別マークの対応有無による返品・交換の抑制について併せてご理解いただきたいとのことです。

つきましては、本会ホームページにおきまして、啓発資材などを提供いたしますので、貴会会員へご周知下さいますとともにご活用いただきますようお願い申し上げます。

○セルフメディケーション税制に関する資材・資料

トップページ > 各種資料 > 資料 > セルフメディケーション税制に関する資材・資料

<http://www.nichiyaku.or.jp/yakuzaishi.php?p=20161007>

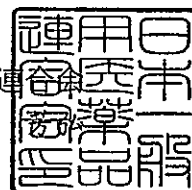
<抄>



平成 28 年 12 月 8 日

公益社団法人
日本薬剤師会
会長 山本 信夫 様

日本一般用医薬品連合会
会長 三輪



セルフメディケーション税制施行に向けた普及啓発等をお願い

平素より、格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。また、来年1月のセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）（以下、本税制）の施行につきましては、師走のご多忙の折、ご準備を進めていただいておりますことを重ねて感謝申し上げます。

本税制は新しく設けられた所得控除制度ですので、生活者へ混乱や不便を生じさせることが無いよう円滑にスタートさせることが重要であると考えております。そのため、関連事業者団体が一致団結し、準備を進めているところです。

日本一般用医薬品連合会では本税制対象製品の目印としての識別マークを新たに整備し、対象製品製造販売事業者においては製品への印字やシール貼付等の準備を進めております。また、今般、製品表示のみならず、必要時には小売事業者様や卸売事業者様等と連携しながら店頭での表示と普及啓発を進めるべく、別添の通り改めて協力要請を行いました。

本税制は全く新しい制度であり、生活者による本税制活用に向けた格段の普及啓発が肝要であり、とりわけ制度活用に対し必要となるレシートや領収書の保管等、制度の根幹部分に対する生活者の認識向上などに向け、各位の更なるご協力を賜りたく存じます。つきましては製品購入される場所での啓発・告知が生活者に対する最も有効な情報伝達手段の一つであることから、関連事業者団体様におかれましては、ポスターや店頭 POP 等の普及啓発・告知資材の積極活用ならびに生活者からのお問い合わせに対応するための従業員教育、等のより一層の推進をお願い申し上げます。

なお、予めからお願い申し上げますが、製品上の識別マークの有無に関わらず本税制の対象であること、制度施行後も販売可能な製品であることから、本税制対象製品の返品・交換の抑制につきまして、重ねてご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上